答申第 1184 号
諮問第 1840 号
件名：行政文書分類基準表の制定の不開示（不存在）決定に関する件

答　　　申

1　審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2　審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 5 月 13 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 26 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由　（略）

3　処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア　事実経過

(ｱ)　行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 5 月 13 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

内容は、令和 6 年行政文書分類基準表の制定(請求日現在　稲沢署で保管のもの)と記載されていた（以下「本件開示請求」という。）。

(ｲ)　本件請求対象文書の調査

本件請求対象文書を調査したところ、令和 6 年行政文書分類基準表の制定（令和 5 年 12 月 25 日付け務警発乙第 619 号。以下「通達乙」という。）が該当するものと考えられた。しかしながら、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）における通達乙の保存期間は、令和 6 年 1 月 31 日までとされており、本件開示請求の請求日において稲沢警察署で保管する通達乙は既に廃棄されていた。

よって、稲沢警察署において本件請求対象文書を管理していないも

のと結論づけられた。

イ　本件処分

上記ア(ｲ)のとおり稲沢警察署では本件請求対象文書を管理していないため、処分庁は、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、通達乙の一部が稲沢警察署において保存されている旨主張し、存在する部分の開示を求めている。

しかしながら、上述したとおり、稲沢警察署で保存する通達乙は、保存期間を満了し、廃棄されていることから、対象文書が存在しないとする本件処分に誤りはない。したがって、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

４　審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容を踏まえると、本件請求対象文書は、開示請求日時点において稲沢警察署で管理する通達乙であると解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、稲沢警察署における通達乙の保存期間は令和6年1月31日までとされ、開示請求時点において満了しており既に廃棄されていたとのことである。

当審査会において、通達乙の原議を確認したところ、各警察署における保存期間は令和6年1月31日と記載されていた。

これらのことを踏まえると、本件請求対象文書は廃棄済みであるとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和6年　行政文書分類基準表の制定（請求日現在　稲沢署で保管のもの）

（審査会の処理経過）

年　月　日	内　　　　　　　　容
７．　７．２３	諮問（弁明書の写しを添付）
８．　３．２３ （第723回審査会）	審議
８．　４．２０ （第725回審査会）	審議
８．　５．２６	答申